

# 認定特定非営利活動法人カタリバ

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、認定特定非営利活動法人カタリバ 定款第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

### (報酬等)

第2条 役員報酬は、その総数の3分の1以下の範囲内で支払うことができる。  
2 役員の報酬は、役員報酬一本とし、手当等他の給与は原則として支給しない。ただし、使用人兼務役員については、従業員分の給与とあわせて支給することができる。

### (決定方法)

第3条 役員報酬の年総額は理事会で決定し、個別の月額報酬に関しては常務理事会でこれを定める。

### (報酬の改定)

第4条 役員の業績を評価して、報酬額の改定を行うことができる。  
2 前項の改定は、原則として毎年1回とする。

### (就任又は退任の場合)

第5条 新たに役員に就任した場合、又は退任・解任等の場合の役員の月額報酬は、日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

### (報酬等の支給日)

第6条 役員の月額報酬の支払いは、毎月25日とする。

### (控除等)

第7条 役員の月額報酬から、源泉所得税、住民税、社会保険料並びに法人の立替金等を控除する。

### 附則

この規定は、平成22年6月16日より施行する。  
この規則は、平成26年3月5日から改正施行する。  
この規則は、平成30年11月25日から改正施行する。

# 賃金規程【月給制】

## (目的と適用範囲)

第1条 この規程は、就業規則第37条に基づき、職員の賃金、賃金の改定に関する事項を定める。

- 2 この規程は、就業規則第2条第1項に定める①正職員と②有期職員に適用する。ただし、管理監督者に該当する職員には、時間外労働割増賃金と休日労働割増賃金に関する規定を適用しない。

## (賃金の構成)

第2条 賃金の構成は、次の通りとする。

- (1) 基本給
- (2) 職務手当
- (3) アダチ業務手当
- (4) 通勤手当
- (5) 時間外労働割増賃金
- (6) 休日労働割増賃金
- (7) 深夜労働割増賃金

## (賃金の計算期間及び支払い日)

第3条 賃金は、毎月末日に締切り、翌月 25 日に支払う。ただし、支払い日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。

- 2 計算期間の途中で採用・退職、育児介護等休業の開始・終了、または休職の開始・終了した場合の賃金は、1ヶ月の平均所定労働日数を基準に日割計算して支払う。なお、日割計算の対象は、基本給・職務手当・アダチ業務手当とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、支給額は1ヶ月分の賃金額を上限とする。

## (賃金の支払い)

第4条 賃金は、通貨で直接職員に対しその全額を支払う。ただし、職員が希望した場合はその指定する金融機関の口座又は証券総合口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。

## (賃金控除)

第5条 次の各号に掲げるものは、前条にかかわらず賃金から控除するものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担分
- (3) 介護保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険料の被保険者負担分
- (5) 住民税(特別徴収対象者のみ)
- (6) 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

## (非常時払い)

第6条 団体は各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、既往の労働に対する賃金を支給する。

- (1) 職員本人が死亡したとき
- (2) 職員本人が退職したとき又は解雇されたとき
- (3) 職員本人又は配偶者の出産のための費用に当てるため請求があったとき
- (4) 災害及び負傷疾病等非常の場合の費用に当てるため請求があったとき
- (5) その他、団体がやむを得ないと認めたとき

(基本給)

第7条 基本給は月給制とし、本人の能力、経験、技能、年齢、職務内容、職務遂行能力等を考慮して各人別に決定する。

(職務手当)

第8条 職務手当は、その職務を遂行するうえで、所定労働時間を超えて労働しなければならないことが想定される職員を対象に、時間外労働・休日労働・深夜労働の各割増賃金の代わりとして、あらかじめ支給する。

2 職務手当は以下の計算式により、その支給額を決定する。

➢ 基本給÷1ヶ月平均所定労働時間×1.25×時間外労働時間数

なお、時間外労働時間数は、個別の労働条件通知書により通知する。

3 職務手当は、実際に支給すべき深夜労働割増賃金額・休日労働割増賃金額・時間外労働割増賃金額の順で相殺する。職務手当の額を超えた場合は、その差額を割増賃金として支払うこととする。

(アダチ業務手当)

第9条 アダチベース業務に従事し団体が認めた職員に対し、業務手当を支給する。

2 この手当の支給額は、1月から四半期毎に決定する。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、公共交通機関を利用して通勤する者に対して、出社日数分の通勤手当を支給する。

2 一日当たりの通勤手当は、団体が合理的と認めた経路の一日の往復運賃とする。

3 職員は、引越し等により通勤経路を変更する場合又は運賃改定に伴い一日の往復運賃が変更になった場合、即刻団体に届け出るものとする。

4 前項の場合、団体は変更の事情が生じた月の月末までに届出があったものについて、金額の変更に基づく通勤手当を支給する。

5 第3項に定める変更の届出を行わなかったことにより、通勤手当を過剰に受領していたことが判明した場合、団体は職員に対して返金を命じることがある。

6 団体が車通勤を認めた場合は、前項までの定めにかかわらず、別途、通勤手当を支給する。

7 自転車のみでの通勤に限り、通勤距離が2キロ未満の場合は通勤費を支給しない。

8 1ヶ月あたりの支給限度を別途設ける。

(割増賃金)

第11条 割増賃金の種類は、次の通りとする。

(1) 時間外労働割増賃金

(2) 休日労働割増賃金

(3) 深夜労働割増賃金

2 時間外労働割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

(1) 所定労働時間を超えて法定労働時間まで労働した場合

➢ 残業単価×1.00×時間外労働時間数

(2) 法定労働時間を超えて労働した場合

➢ 残業単価×1.25×時間外労働時間数

(3) 休日振替により1週間の労働時間が法定労働時間を上回った場合

➢ 残業単価×0.25×時間外労働時間数

(4) 法定外労働時間数が60時間を超えた場合

- 残業単価×0.25×60時間を超えた法定外労働時間数残
- 3 休日労働割増賃金は、法定休日に労働した場合に、次の算式により計算して支給する。
  - 残業単価×1.35×休日労働時間数
- 4 深夜労働割増賃金は、午後10時から午前5時までの間に労働した場合に、次の算式により計算して支給する。
  - 残業単価×0.25×深夜労働時間数
- 5 前項に定める残業単価は、次の算式により計算する。
  - (基本給+アダチ業務手当)÷1ヶ月平均所定労働時間
- 6 割増賃金の計算にあたっては、1円未満の端数を切り上げる。

#### (休暇等の賃金)

- 第12条 年次有給休暇・夏季休暇・慶弔休暇・特別休暇を取得した場合は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- 2 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間、子の看護等休暇、介護休暇、育児時間、生理日の休暇、治療休暇の期間は、無給とする。
  - 3 休職期間中は、原則として、賃金を支給しない。
  - 4 就業制限期間中は、原則として、賃金を支給しない。
  - 5 前4項にかかわらず、就業規則に別途定めのある場合には、就業規則に従うものとする。
  - 6 休職、産前産後の休業などの長期休業、欠勤等により、その月に支給される賃金を社会保険料の被保険者負担分が上回った場合には、上回った金額について、職員は団体が指定する日までに支払うものとする。
  - 7 公民権行使の時間、裁判員制度休暇期間は、無給とする。

#### (不労控除)

- 第13条 遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間当たりの賃金額に、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。
- 2 欠勤控除をするときは、1時間当たりの賃金額に、欠勤日数×1ヶ月の平均所定労働時間により計算した時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、控除額は1ヶ月分の賃金額を上限とする。
  - 3 不労控除の対象とする賃金は、基本給及び職務手当とする。
  - 4 第1項及び第2項に定める1時間当たりの賃金額は、基本給と職務手当それぞれの金額を1ヶ月の平均所定労働時間で割った額とする。
  - 5 不労控除の計算にあたっては、1円未満の端数を切り捨てる。

#### (賃金改定「昇給・降給」)

第14条 賃金改定は、個人の能力・勤務状況や団体の業績、社会経済状況などにより、随時行う。

#### (休業手当)

第15条 団体の責に帰すべき事由が生じて休業した場合は、労働基準法第26条により、平均賃金の6割を支給する。

#### (賞与)

第16条 賞与は団体の業績に応じて支給することがある。なお、支給時期、支給額は、団体の業績、個人の能力、勤務日数・成績・状況等を考慮して、その都度決定する。

#### 附則

この規程は、平成 22 年 02 月 01 日より施行する。

この規程は、平成 25 年 07 月 01 日より改正施行する。

この規程は、平成 26 年 12 月 01 日より改正施行する。

この規程は、平成 28 年 04 月 01 日より改正施行する。

この規程は、平成 30 年 04 月 01 日より改正施行する。

この規程は、令和 04 年 04 月 01 日より改正施行する。

この規程は、令和 05 年 04 月 01 日より改正施行する。

この規程は、令和 06 年 04 月 01 日より改正施行する。

この規程は、令和 07 年 04 月 01 日より改正施行する。

# 賃金規程【時給制】

## (目的と適用範囲)

第1条 この規程は、就業規則第37条に基づき、職員の賃金、賃金の改定に関する事項を定める。

2 この規程は、就業規則第2条第1項に定める③パート職員に適用する。

## (賃金の構成)

第2条 賃金の構成は、次の通りとする。

- (1) 基本給
- (2) アダチ業務手当
- (3) 通勤手当
- (4) 時間外労働割増賃金
- (5) 休日労働割増賃金
- (6) 深夜労働割増賃金

## (賃金の計算期間及び支払い日)

第3条 賃金は、毎月末日に締切り、翌月25日に支払う。ただし、支払い日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。

## (賃金の支払い)

第4条 賃金は、通貨で直接職員に対しその全額を支払う。ただし、職員が希望した場合はその指定する金融機関の口座又は証券総合口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。

## (賃金控除)

第5条 次の各号に掲げるものは、前条にかかわらず賃金から控除するものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担分
- (3) 介護保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険料の被保険者負担分
- (5) 住民税(特別徴収対象者のみ)
- (6) 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

## (非常時払い)

第6条 団体は各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、既往の労働に対する賃金を支給する。

- (1) 職員本人が死亡したとき
- (2) 職員本人が退職したとき又は解雇されたとき
- (3) 職員本人又は配偶者の出産のための費用に当てるため請求があったとき
- (4) 災害及び負傷疾病等非常の場合の費用に当てるため請求があったとき
- (5) その他、団体がやむを得ないと認めるとき

## (基本給)

第7条 基本給は時給制とし、本人の能力、経験、技能、年齢、職務内容、職務遂行能力等を考慮して各人別に決定する。

## (アダチ業務手当)

第8条 アダチベース業務に従事し団体が認めた職員に対し、業務手当を支給する。

2 この手当の支給額は、1月から四半期毎に決定する。

3 計算期間の途中で採用・退職、育児介護等休業の開始・終了、または休職の開始・終

了した場合は、1ヶ月の平均所定労働日数を基準に日割計算して支払う。なお、1円未満の端数は切り上げ、1ヶ月分の賃金額を上限とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、公共交通機関を利用して通勤する者に対して、入社日数分の通勤手当を支給する。

- 2 一日当たりの通勤手当は、団体が合理的と認めた経路の一日の往復運賃とする。
- 3 職員は、引越し等により通勤経路を変更する場合又は運賃改定に伴い一日の往復運賃が変更になった場合、即刻団体に届け出るものとする。
- 4 前項に定める変更の届出を行わなかったことにより、通勤手当を過剰に受領していたことが判明した場合、団体は職員に対して返金を命じることがある。
- 5 第3項の場合、団体は変更の事情が生じた月の月末までに届出があったものについて、金額の変更に基づく通勤手当を支給する。
- 6 団体が車通勤を認めた場合は、前項までの定めにかかわらず、別途、通勤手当を支給する。
- 7 自転車のみでの通勤に限り、通勤距離が2キロ未満の場合は通勤費を支給しない。
- 8 1ヶ月当たりの支給限度を別途設ける。

(割増賃金)

第10条 割増賃金の種類は、次の通りとする。

- (1) 時間外労働割増賃金
- (2) 休日労働割増賃金
- (3) 深夜労働割増賃金
- 2 時間外労働割増賃金は、次の算式により計算して支給する。
  - (1) 所定労働時間を超えて法定労働時間まで労働した場合  
➢ 残業単価×1.00×時間外労働時間数
  - (2) 法定労働時間を超えて労働した場合  
➢ 残業単価×1.25×時間外労働時間数
  - (3) 休日振替により1週間の労働時間が法定労働時間を上回った場合  
➢ 残業単価×0.25×時間外労働時間数
  - (4) 法定外労働時間数が60時間を超えた場合  
➢ 残業単価×0.25×60時間を超えた法定外労働時間数残
- 3 休日労働割増賃金は、法定休日に労働した場合に、次の算式により計算して支給する。  
➢ 残業単価×1.35×休日労働時間数
- 4 深夜労働割増賃金は、午後10時から午前5時までの間に労働した場合に、次の算式により計算して支給する。  
➢ 残業単価×0.25×深夜労働時間数
- 5 前項に定める残業単価は、次の算式により計算する。  
➢ 基本給+(アダチ業務手当÷1ヶ月平均所定労働時間)
- 6 割増賃金の計算にあたっては、1円未満の端数を切り上げる。

(休暇等の賃金)

第11条 夏季休暇・年次有給休暇・慶弔休暇を取得した場合は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

- 2 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間、子の看護等休暇、介護休暇、育児時間、生理日の休暇、治療休暇の期間は、無給とする。
- 3 休職期間中は、原則として賃金を支給しない。
- 4 休職、産前産後の休業などの長期休業、欠勤等により、その月に支給される賃金を社会保険料の被保険者負担分が上回った場合には、上回った金額について、職員は団

体が指定する日までに支払うものとする。

5 公民権行使の時間、裁判員制度休暇期間は、無給とする。

(賃金改定「昇給・降給」)

第12条 賃金改定は、個人の能力・勤務状況や団体の業績、社会経済状況などにより、随時行う。

(休業手当)

第13条 団体の責に帰すべき事由が生じて休業した場合は、労働基準法第26条により、平均賃金の6割を支給する。

(賞与)

第14条 賞与は団体の業績に応じて支給することがある。なお、支給時期、支給額は、団体の業績、個人の能力、勤務日数・成績・状況等を考慮して、その都度決定する。

附則

この規程は、平成22年02月01日より施行する。

この規程は、平成25年07月01日より改正施行する。

この規程は、平成26年12月01日より改正施行する。

この規程は、平成28年04月01日より改正施行する。

この規程は、令和06年04月01日より改正施行する。

この規程は、令和07年04月01日より改正施行する。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	認定特定非営利活動法人カタリバ	事業年度	2024年9月1日～2025年8月31日
-----	-----------------	------	----------------------

## 1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	770,000円
賛助会員受取会費	3,795,000円
受取寄付金	1,180,994,148円
無償役務提供の受入評価益	4,998,000円
受取民間助成金	83,689,452円
受取国庫補助金	7,308,000円
キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業収益	199,173,912円
災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、 通信教育、学習相談その他の教育事業収益	207,518,119円
普及啓発事業収益	2,486,365円
受取利息	67,837円
受取配当金	3,000円
雑収入	7,305,913円
合 計	1,698,109,746円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし



ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		WordPress サイト運用保守	2024/9/1～ 2025/8/31	805,700	請求書に基づく
		研修運営業務委託費	2025/3/31	355,121	請求書に基づく
		Salesforce システム利用料	2024/9/1～ 2025/8/31	3,851,990	請求書に基づく
		携帯電話利用料	2024/9/1～ 2025/8/31	2,067,768	請求書に基づく
		PC キットティング業務委託費	2024/9/1～ 2025/4/30	183,699	請求書に基づく
		人材紹介手数料	2024/12/31, 2025/3/31, 2025/4/30	2,842,900	請求書に基づく
		保護者伴走に関する業務委託	2024/9/1～ 2025/8/31	1,466,839	請求書に基づく
		ユースセンター起業塾運営委託費	2025/7/1～ 2025/8/31	43,396	請求書に基づく

ユースセンター起業塾 運営委託費	2024/9/1～ 2025/8/31	1,112,731	請求書に基 づく
Summit サポーター 謝金	2025/3/31	27,818	請求書に基 づく
スチューデントパー トナー謝金	2024/10/01～ 2025/3/31	130,188	請求書に基 づく
保護者伴走に関する 業務委託	2024/9/1～ 2025/4/30	264,832	請求書に基 づく
Summit サポーター 謝金	2024/10/31, 2025/2/28, 2025/3/31	86,238	請求書に基 づく
連携授業サポーター 謝金	2024/10/31	4,637	請求書に基 づく
連携授業サポーター 謝金	2024/10/31	44,511	請求書に基 づく
連携授業サポーター 謝金	2025/2/28	4,637	請求書に基 づく
ユーススタッフ業務 委託費	2024/9/1～ 2025/8/31	1,762,560	請求書に基 づく
ソーシャルリスニン グ業務委託費	2024/9/1～ 2025/8/31	639,357	請求書に基 づく
Summit サポーター 謝金	2025/4/30	44,510	請求書に基 づく
支援計画コーディネ ーター委託費	2024/9/1～ 2025/8/31	2,328,400	請求書に基 づく
Summit サポーター 謝金	2024/12/31	7,418	請求書に基 づく
採用業務委託	2025/6/1～ 2025/8/31	67,500	請求書に基 づく
ボランティアセンタ ー運営業務委託費	2024/10/01～ 2024/12/31	718,637	請求書に基 づく
連携授業サポーター 謝金	2025/2/28	10,200	請求書に基 づく
Summit サポーター 謝金	2025/4/30, 2025/7/31	13,910	請求書に基 づく
保護者伴走に関する 業務委託	2024/9/1～ 2025/8/31	734,400	請求書に基 づく

スチューデントパートナー謝金	2024/9/1～ 2024/10/31	42,469	請求書に基づく
システム管理業務委託費	2024/9/1～ 2025/8/31	4,537,618	請求書に基づく
保護者伴走に関する業務委託	2024/9/1～ 2025/8/31	325,166	請求書に基づく
保護者伴走に関する業務委託	2024/9/1～ 2025/1/31	97,364	請求書に基づく
相談チャット業務委託費	2024/9/1～ 2025/8/31	247,002	請求書に基づく
連携授業サポーター謝金	2024/10/31	2,782	請求書に基づく
ファンドレイズ業務委託費	2024/12/1～ 2025/2/28, 2025/6/30	164,993	請求書に基づく
保護者伴走に関する業務委託	2024/9/1～ 2025/8/31	638,164	請求書に基づく
Summit サポーター謝金	2025/3/31	44,510	請求書に基づく
Summit サポーター謝金	2025/10/31	4,637	請求書に基づく
Summit サポーター謝金	2025/2/1～ 2025/3/31	37,091	請求書に基づく
Summit サポーター謝金	2025/3/31	4,637	請求書に基づく
相談チャット業務委託費	2024/9/1～ 2025/8/31	887,400	請求書に基づく
マイプロジェクト運営委託費	2024/9/1～ 2025/8/31	422,318	請求書に基づく
Summit サポーター謝金	2025/3/31	13,910	請求書に基づく
Summit サポーター謝金	2025/7/31	9,273	請求書に基づく
支援計画コーディネーター委託費	2024/9/1～ 2025/8/31	514,080	請求書に基づく



4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup> (以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1) 「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			報酬	2024/9/1～ 2025/8/31	4,300,000円
			給与	2024/9/1～ 2025/8/31	10,000,000円
			報酬	2024/9/1～ 2025/8/31	2,300,000円
			給与	2024/9/1～ 2025/8/31	10,000,000円
			給与	2024/9/1～ 2025/8/31	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2024年9月1日 ～ 2025年8月31日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
230人	630,418,008円	

## 5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2025/3/31	127,077 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
		2025/4/30 2025/08/31	1,612,410 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
		2024/09/30	-82,746 円	能登半島地震・豪雨関連補助金 ※返金
		2024/11/01 2025/05/01	5,039,540 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
		2024/10/25 2025/07/07	1,728,311 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
		2024/10/1 2025/5/1	4,803,275 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
		2025/4/30	50,000 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
		2024/09/30	96,696 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
		2025/05/31	294,621 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
		2024/10/31	928,390 円	能登半島地震・豪雨関連物品寄付
		2024/10/31 2025/2/1	302,083 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
		2025/4/30	51,697 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
		2025/4/30	290,198 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
		2024/12/31	82,311 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
		2025/08/31	987,844 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
		2025/5/1	3,130,760 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
		2024/11/01 2025/5/1	4,691,600 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
		2024/11/13 2025/07/31	1,488,346 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
		2024/10/25 2025/08/05	1,167,567 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）

2024/9/30 2025/4/1	6,679,200 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2024/11/01 2025/5/1	4,403,850 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2025/07/07	-182 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2024/10/1 2025/4/1	5,549,280 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2025/5/1	1,585,850 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2024/9/30 2025/05/01	5,294,556 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2025/5/1	2,756,320 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2024/10/25	2,470,326 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2025/06/30	3,178,945 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2024/10/25 2025/07/25	2,306,882 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2025/5/1	3,266,000 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2024/10/25	1,815,251 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2025/5/1	2,282,175 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2024/9/30 2025/3/31	6,825,379 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2025/3/31 2025/08/31	190,859 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
2024/12/25 2025/07/24	1,630,603 円	草の根活動支援事業 (休眠預金資金分配団体)
2025/4/30	47,875 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
2024/11/30	35,000 円	購入型クラウドファンディング
2025/07/31	830,000 円	能登半島地震・豪雨関連補助金

2025/05/31	2,706,000 円	大船渡火事関連補助金
2025/3/31	221,927 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
2025/4/30	300,000 円	能登半島地震・豪雨関連補助金
2024/9/30 2025/5/1	4,058,697 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
2024/10/25 2025/5/1 2025/07/08	6,558,688 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
2024/11/01 2025/5/1	2,938,320 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
2024/10/25 2025/07/30	1,810,144 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
2024/09/05 2024/9/30 2024/10/25 2024/11/14 2025/7/7	4,849,902 円	能登半島地震・豪雨関連補助金  草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
2024/10/25 2025/5/1 2025/07/23	3,997,128 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
2024/10/1 2025/4/1	6,909,870 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
2024/10/25 2025/5/1 2025/07/31	2,171,160 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
2024/12/25	1,480,002 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
2025/5/1	2,635,800 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
2025/4/30	300,000 円	大船渡火事関連補助金
2024/10/1 2025/4/1	6,679,200 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
2024/10/25	3,366,140 円	草の根活動支援事業（休眠預金資金分配団体）
2025/08/31	3,060,446 円	能登半島地震・豪雨関連補助金

	2025/08/31	935,805円	能登半島地震・豪雨関連補助金
	—	8,971,254円	奨学金事業
	—	2,350,000円	大船渡火事関連補助金
	—	45,690円	能登半島地震・豪雨関連補助金
	—	17,164,507円	能登震災・豪雨で被災した子ども等への物品寄付
	合 計	161,503,501円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
なし		円
..		円
..		円
..		円
..		円
..		円
..		円
..		円
..		円
..		円

※この書類は毎年度作成し、事務所へ備置き、閲覧させる必要があります。但し、所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [⑧資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人カタリバ	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	2024年9月1日～ 2025年8月31日	7人	0人	0%	0人	0%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉗	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉘	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉙	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	認定特定非営利活動法人カタリバ	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		7人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

## 役員 の 内 訳

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						申請時	就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖		
今村久美		理事		○							平成18年9月21日(就任)
鶴賀康久		理事		○							平成29年7月28日(就任)
酒井穰		理事		○							平成23年3月13日(就任)
中原淳		理事		○							平成23年12月17日(就任)
山内幸治		理事		○							平成27年1月21日(就任)
中山龍太郎		監事		○							平成28年10月30日(就任)
神山晃男		監事		○							令和3年9月1日(就任)

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	認定特定非営利活動法人カタリバ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（弥生会計）使用 ルーズリーフ	月1回	10年
仕訳日記帳	会計ソフト（弥生会計）使用 ルーズリーフ	月1回	10年
現金出納帳	Excel 使用 ルーズリーフ	随時	10年
固定資産台帳	会計ソフト（弥生会計）使用 ルーズリーフ	月1回	10年
給与台帳	Excel 使用 ルーズリーフ	月1回	10年
棚卸表	Excel 使用	年1回	10年

## （記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	認定特定非営利活動法人カタリバ	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	認定特定非営利活動法人カタリバ	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類						
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">同 意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> する</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> しない</td> </tr> </table>	同 意		<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
同 意						
<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない					
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	認定特定非営利活動法人カタリバ
-----	-----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定特定非営利活動法人カタリバ	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(註1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(註2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ